輸入統計品目表第三五〇三・〇〇号中

「		—ゼラチン（写真用のものに限る。）及びゼラチン誘導体			
	091	——写真用のゼラチン		KG	を
	099	——その他のもの		KG	」
「	090	—ゼラチン（写真用のものに限る。）及びゼラチン誘導体		KG	に

改める。

輸入統計品目表第三七〇二・一〇号を次のように改める。

3702.10	000	—エックス線用のもの		SM

輸入統計品目表第六一一一・一一〇号中

「		——毛皮付きのもの			
	110	———男子用のもの	NO	KG	を
	190	———女子用のもの	NO	KG	」
「	100	——毛皮付きのもの	NO	KG	に

改める。

輸入統計品目表第七一一〇・一一九号を次のように改める。

7110.29	000	——その他のもの		GR

輸入統計品目表第七二二五・四〇号中

「	900	——その他のもの		KG	」を
「		——その他のもの			
	910	———ほう素の含有量が全重量の0.0008％以上で、この類の注1(ニ)に記載のその他の元素の含有量が基準以下のもの		KG	」に
	990	———その他のもの		KG	」

改める。

輸入統計品目表第七二二七・九〇号中

「	020	——その他のもの		KG	」を
「		——その他のもの			
	021	———ほう素の含有量が全重量の0.0008％以上で、この類の注1(ニ)に記載のその他の元素の含有量が基準以下のもの		KG	」に
	029	———その他のもの		KG	」

改める。

○経済産業省告示第二百十七号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第十六条の規定に基づき、回避可能費用単価等を定める告示（平成二十四年経済産業省告示第百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月三十一日　経済産業大臣　宮沢　洋一

第四条第一項第二号の表北海道電力株式会社の項中「五・八八円」を「九・〇一円」に改め、同項第二号イ中「一一・一〇円」を「八・三一円」に改め、同条第二項第一号の表北海道電力株式会社の項中「一一・四七円」を「八・四三円」に改め、同項第二号イ中「一〇・五三円」を「一〇・五八円」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十六年十一月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第二百十八号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項及び第八十条の規定に基づき、交流電動機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等を次のように定めたので、告示する。

平成二十六年十月三十一日　経済産業大臣　宮沢　洋一

交流電動機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

1　判断の基準

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第21条第27号に掲げる交流電動機（以下「モータ」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成27年４月１日に始まり平成28年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するモータ（輸入したモータをその他の機器に組み込んで国内出荷する場合を含む。）のエネルギー消費効率（３に定める方法により測定した値から、１に定める備考１～４により算出される数値をいう。以下同じ。）を表１の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

表１　各区分における基準エネルギー消費効率

区分			基準エネルギー消費効率
区分名	定格周波数又は基底周波数	定格出力	
1	60ヘルツ	0.75キロワット以上0.925キロワット未満	85.5
2		0.925キロワット以上1.85キロワット未満	86.5
3		1.85キロワット以上4.6キロワット未満	89.5
4		4.6キロワット以上9.25キロワット未満	91.7
5		9.25キロワット以上13キロワット未満	92.4
6		13キロワット以上16.75キロワット未満	93.0
7		16.75キロワット以上26キロワット未満	93.6
8		26キロワット以上33.5キロワット未満	94.1
9		33.5キロワット以上41キロワット未満	94.5
10		41キロワット以上50キロワット未満	95.0
11		50キロワット以上100キロワット未満	95.4
12		100キロワット以上130キロワット未満	95.8
13		130キロワット以上375キロワット以下	96.2
14	50ヘルツ	0.75キロワット	82.5
15		1.1キロワット	84.1
16		1.5キロワット	85.3
17		2.2キロワット	86.7